

1 災害時における緊急輸送の応援に関する協定（神奈川県トラック協会）

【危機管理本部】

（趣旨）

第1条 この協定は、市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における応急対策としての緊急輸送の応援及び市外で災害が発生した場合における被災地への緊急輸送の応援（以下「応援」という。）について、円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害対策本部等への乙の会員の派遣
- (2) 甲が指定する場所への物資の輸送
- (3) 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（応援の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、文書をもって、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、応援を要請するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両種類及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

（応援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、最大限応じるものとする。

（応援の報告）

第5条 乙は、前条の規定による応援に従事した場合は、文書をもってすみやかに甲に対し、第3条に掲げる事項を報告するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第3条の規定による要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡を円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとし、変更が生じた場合には、随時報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定による応援のために要した経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払）

第8条 前条の規定による経費に係る乙の請求は、第3条の規定による応援が完了した後に行うものとし、甲の乙に対する支払は、甲の通常の支払方法により行うものとする。

（補償）

第9条 第3条の規定による応援に従事した者が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例によ

り甲が補償する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の3月前までに、甲または乙からこの協定について別段の申出がない場合は、引き続き1年間を有効とし、以後この例による。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は平成26年3月5日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年3月5日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 横浜市港北区新横浜2丁目11番地の2
一般社団法人神奈川県トラック協会
会長 筒井康之

2 災害時における物資の輸送に関する協定（日本通運横浜支店）

【危機管理本部】

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策として、必要な事項について、川崎市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社（以下「乙」という。）との間に、物資の輸送に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、この協定を締結するものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害により物資の輸送を要請する必要があると認めるときは、文書をもって、次に掲げる事項を明らかにして、要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 物資の輸送先明記
- (3) 物資の輸送方法の明記
- (4) その他必要事項

（実施）

第3条 乙は、物資等の輸送要請を受けたときは、業務に支障のない限り実施するものとする。

（経費）

第4条 前条の業務遂行に要した費用は、要請を行なった甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては川崎市災害対策本部事務局長を、乙については川崎支店長を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲乙両当事者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、昭和44年6月1日から1箇年とし、満了後は、甲乙両当事者が協議して定めるものとする。

前項の期間満了1ヵ月までに甲乙いずれからも別段の申し出がない場合は引続き1ヵ年有効とし以後この例による。

この協定の成立を証するため、甲乙両当事者が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和44年6月1日

甲	川崎市	
	川崎市長	金刺 不二太郎
乙	横浜市中区海岸通3丁目9番地	
	日本通運株式会社横浜支店	
	支店長	日下 一良

3 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部）

【危機管理本部】

（主旨）

第1条 この協定は、川崎市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部（以下「乙」という。）との間に、災害時における軽自動車輸送の協力について、その要請の適正な運営を期するため、この協定を締結する。

（要請）

第2条 甲は、軽自動車輸送の協力の必要があると認められたときは、文書をもって、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、要請するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）協力を必要とする台数、車両種類及び人員
- （3）協力を必要とする場所
- （4）協力を必要とする期間及び活動内容
- （5）その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条に基づき協力に従事した場合は、文書をもって、すみやかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後文書を提出するものとする。

- （1）協力に従事した車両数、車両種類及び人員名簿
- （2）その他必要となる事項

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、第4条の報告の実施に関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては、川崎市災害対策本部事務局長を、乙においては赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部災害対策本部長を連絡責任者とする。

（経費の負担）

第6条 第3条により協力のために要した経費は、甲が負担する。

（通知）

第7条 甲乙は、土木局防災対策室長は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、区役所等の備蓄庫、援助物資受入拠点及び地域防災拠点等、防災関係資料の修正の都度、乙に通知するものとする。

- 2 乙は、この協定により協力できる神奈川県支部組員名簿を毎年6月末日までに、甲に通知するものとする。
- 3 定期的な協議の場合は、相互がそれぞれ通知したときに協議して定め、実施するものとする。

(補償)

第8条 第3条に基づき協力に従事した者が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃病となった場合においては、本人又はその遺族に対し、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）を準用し補償する。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項は、当事者が協議して決めるものとする。

第10条 この協定は、協定締結日から適用する。

この協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年11月14日

甲 川 崎 市
川崎市長 高 橋 清

横浜市南区中村町5-316
乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
神奈川県支部長 長谷川 吉秀

川崎市（以下「甲」という。）と、川崎港運協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市内に地震、風水害その他の災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合又は市民生活に影響を与える不測の事態が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に要請する救援活動について、その円滑な運営を期するため必要な事項を定めるものとする。

（救援活動の要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、次の各号に掲げる救援活動について、乙に対し協力要請をすることができる。

- (1) 甲の指定した公共ふ頭における救援物資に係る荷役に関すること。
- (2) 甲の指定した救援物資の集積場所若しくは航空機臨時離発着場への輸送又はこれら相互間の輸送に関すること。
- (3) 災害応急活動に必要な人員又は重傷者等の輸送に関すること。
- (4) 人的被害及び港湾施設の被害状況に係る情報収集並びに甲への通報に関すること。
- (5) その他災害時の救援活動として必要な事項

2 前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙はこれに応ずるものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の救援活動の要請は、川崎市災害対策本部港湾部長（以下「港湾部長」という。）が行うものとする。

2 港湾部長が乙に対して行う救援活動の要請は、別に定める要請書をもって行う。

（救援活動）

第4条 甲の要請により出動した乙は、必要に応じて現地に派遣された市職員の立会い又は指示のもと、救援活動に従事するものとする。ただし、現地に当該市職員が派遣されないとき又は未だ到着していないときにおいては、乙は、自らの判断に基づき要請された事項について、救援活動を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の要請に基づき救援活動を実施したときは、速やかに別に定める報告書を甲に提出する。

（経費の負担）

第6条 甲が乙に要請した救援活動に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、協会の作業実績等を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか次により算出した価格を基準として決定する。

- (1) 港湾運送事業法による国土交通大臣届出料金を適用する。
- (2) 前号の定めにより難しいときは、甲と乙が協議して定める。

（連絡体制等）

第9条 この協定の実施に関する事項の連絡責任者は、甲にあつては川崎港港務所業務課長、乙に

あつては川崎港運協会事務局長とする。

2 乙は、災害時における円滑な救援活動が実施できるよう、応援体制及び情報連絡体制等の整備に努めるものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づき、救援活動に従事した者が当該救援活動に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は、負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例23号）を適用し補償する。

(訓練)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目を定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成14年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成14年3月26日

甲 川崎市
川崎市長 阿部孝夫

乙 川崎市川崎区東扇島38-1
川崎港運協会
会長 鈴木毓夫

川崎市川崎区東扇島38-1
港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部
支部長 三田勝久

川崎市（以下「甲」という。）と川崎港運協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部（以下「乙」という。）との間において締結した災害時における救援活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の意義）

第1条 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請手続）

第2条 緊急を要する場合は、協定第3条の規定にかかわらず、港湾部長が電話等で救援活動の要請をすることができる。この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えない。

2 前項の規定において、港湾部長が協力要請をすることができない場合は甲、乙間で定めたその職に代わるものが行う。

3 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する救援活動に係る要請書は、様式第1（以下「要請書」という。）をもって行う。

（報告書）

第3条 協定第5条に規定する乙が甲に提出する救援活動に係る報告書は、様式第2とする。

（経費の請求手続）

第4条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す一覧表を添付した請求により行うものとする。

（訓練）

第5条 協定第11条の規定に基づき、乙が甲の実施する訓練に協力するときは、無償とする。

（協議）

第6条 この実施細目に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

（適用）

第7条 この実施細目は、平成14年4月1日から適用する。

この実施細目の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成14年3月26日

甲 川崎市
川崎市長 阿部孝夫

乙 川崎市川崎区東扇島38-1
川崎港運協会
会長 鈴木毓夫

川崎市川崎区東扇島38-1
港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部
支部長 三田勝久

5 - (1) 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）とは、災害時における霊柩自動車輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、川崎市内において地震、風水害、その他の災害が発生（以下「災害時」という。）し、多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した場合における遺体の搬送について、甲が乙に霊柩自動車等による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請することができること及びその場合の手続き等を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とするときは、乙に対し輸送の協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、各区本部長が行う。ただし、災害の状況により所管部長からも協力を要請することができる。

2 甲が乙に要請するに当っては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った区本部長又は所管部長の名称と担当者名
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した車両台数
- (4) 要請期間
- (5) その他必要な事項

（輸送業務）

第4条 協力要請が行われた場合、輸送に協力する乙の協会員は、甲の指示に従い、斎苑等への遺体の搬送業務に従事すること。

2 乙の協会員は、要請に基づき、実施細目で定める参集場所へ参集すること。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力をしたときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、協会員の輸送活動実績を集計し、次に掲げる経費を甲に一括して請求するものとする。

- (1) 遺体搬送車両及び従事者に要する経費
- (2) 遺体搬送業務実施に伴う有料駐車場の使用料金
- (3) その他甲が負担すべき経費

2 業務に加え、乙が遺族等の要請により業務の範囲を超える行為を行った場合、この行為に要した経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

2 業務に協力するため、乙が事前に指名する乙の協会員名簿（以下「名簿」という。）を甲に提出す

るものとする。

3 名簿に変更があった場合は、甲に届け出るものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する責任者は、甲にあっては各区本部長、乙にあっては神奈川県支部長とする。

(災害時の情報の提供)

第12条 乙は、輸送活動中に現認した災害情報を、積極的に各区本部長又は所管部長に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第13条 各区本部長又は所管部長は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、各区本部長又は所管部長に職員の同乗を要請することができるものとする。

(通 知)

第14条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第15条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、又、協定の実効性を高めるため、必要に応じて協議を実施するものとする。

(防災訓練への協力)

第16条 乙は、甲が行う防災訓練に対して、甲の要請に基づき、必要な協力を行うものとする。

(補 償)

第17条 第4条に規定する業務に従事した者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例により甲が補償する。

(実施細目)

第18条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、引き続き1年間を有効とし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年11月20日

甲 川崎市
川崎市長 阿部孝夫

乙 東京都新宿区四谷3丁目2番地
トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会(※)
会 長 一柳 鐸

(※現在の一般社団法人全国霊柩自動車協会)

5 - (2) **川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目**
【健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当】

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条及び第18条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請書)

第2条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(協会員の名簿)

第3条 協定第4条第1項に規定する、乙が事前に指名する乙の協会員は、別表第1のとおりとする。

(参集場所)

第4条 協定第4条第2項に規定する参集場所は別表第2のとおりとする。

(輸送協力報告書)

第5条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第6条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す輸送業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙からこの実施細目について別段の申し出がない場合は、引き続き1年間を有効とし、以後この例による。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年11月20日

甲 川崎市
川崎市長 阿部孝夫

乙 東京都新宿区四谷3丁目2番地
トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会(※)
会長 一柳 鐸
(※現在の一般社団法人全国霊柩自動車協会)

6 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、川崎市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- （2）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- （3）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をいう。
- （4）「避難所等」とは、支援物資の配送先となる川崎市内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。
- （5）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により支援物資の受入、避難所等への配送等が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、川崎市内における物資の流通状況が復旧するなど、物資集積・搬送拠点における荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入、搬送等の要請）

第4条 甲は、支援物資の受入、搬送等のため必要と認めるときは、次に掲げる業務を乙に要請することができる。

- （1）乙又は乙の関係団体の施設の物資集積・搬送拠点としての提供
- （2）物資集積・搬送拠点の管理、運営
- （3）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- （4）配送時における被災者の物資ニーズの収集
- （5）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

- (6) 荷役作業に必要な人員及び資機材の提供
- (7) 支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- (8) その他甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項

2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(支援物資の受入、配送等の実施)

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定による要請により同条第1項に掲げる業務（以下「業務」という。）を行ったときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 甲及び乙は、第4条第2項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 第4条の規定による要請により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 支援物資の受入、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとし、変更した場合も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は締結の日から適用し、有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 横浜市金沢区鳥浜町7番地3
佐川急便株式会社 神奈川支店

7 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、川崎市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配送先となる川崎市内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により支援物資の受入、避難所等への配送等が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、川崎市内における物資の流通状況が復旧するなど、物資集積・搬送拠点における荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入、配送等の要請）

第4条 甲は、支援物資の受入、配送等のため必要と認めるときは、次に掲げる業務を乙に要請することができる。

- (1) 乙又は乙の関係団体の施設の物資集積・搬送拠点としての提供
- (2) 物資集積・搬送拠点の管理、運営
- (3) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (4) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (5) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

- (6) 荷役作業に必要な人員及び資機材の提供
- (7) 支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- (8) その他甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項

2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(支援物資の受入、配送等の実施)

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定による要請により同条第1項に掲げる業務（以下「業務」という。）を行ったときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 甲及び乙は、第4条第2項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 第4条の規定による要請により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 支援物資の受入、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとし、変更した場合も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は締結の日から適用し、有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年5月26日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 横浜市鶴見区江ヶ崎町396-2
福山通運株式会社 横浜支店
支店長 荒曾我 義孝

相模原市南区大野台2-32-1
福山通運株式会社 相模原支店
支店長 前田 悦伯

8 災害時支援物資の受入等及び備蓄物資等の検討に関する協定書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）及び株式会社丸和運輸機関（以下「丙」という。）は、災害時における支援物資の受入等及び災害時に備えた備蓄物資等の検討に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大規模な災害が川崎市内で発生した場合において、被災者に対して支援物資の安定供給を行うことを目的として、甲が乙及び丙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等必要な事項並びに甲が行う災害時に備えた備蓄物資等のあり方、運用方法等の検討への丙の協力について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「支援物資」とは、甲、乙及び丙が調達する物資、又は甲、乙及び丙以外の団体等が調達した物資で甲が避難所等への配送を要請する物資をいう。
- （2）「避難所等」とは、支援物資の配送先となる川崎市内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。
- （3）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により支援物資の受入、避難所等への配送等が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。
- （4）「備蓄物資等」とは、甲が川崎市備蓄計画に基づき避難所等に備蓄している物資その他の甲が被災者に対して必要と認める物資をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙及び丙が提供する施設とする。

2 甲は、川崎市内における物資の流通状況が復旧するなど、物資集積・搬送拠点における荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入、配送等の要請）

第4条 甲は、被災者に対して支援物資の安定供給を行うため必要と認めるときは、次に掲げる業務を乙及び丙に要請することができる。

- （1）乙及び丙の施設の物資集積・搬送拠点としての提供
- （2）物資集積・搬送拠点の管理、運営
- （3）支援物資の提供
- （4）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

- (5) 甲から要請のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (6) 荷役作業に必要な人員及び資機材の提供
- (7) 支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- (8) その他甲、乙及び丙が必要と認め、かつ乙及び丙が応じられる事項

2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、業務依頼書（様式第1号）により行うものとする。ただし、業務依頼書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに業務依頼書を交付するものとする。

（支援物資の受入、配送等の実施）

第5条 乙及び丙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙及び丙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第6条 乙及び丙は、第4条の規定による要請により同条第1項に掲げる業務（以下「業務」という。）を行ったときは、業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、業務報告書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに業務報告書により報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、第4条第2項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に変更後の業務依頼書又は業務報告書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第7条 第4条の規定による要請により乙及び丙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙及び丙から適法な支払請求書を受領したときは、乙及び丙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第8条 乙及び丙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙丙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第9条 支援物資の受入、配送等により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定める。ただし、乙又は丙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙又は丙が負うものとする。

（補償）

第10条 本協定に基づき乙又は丙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰する

ことができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙又は丙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(備蓄物資等の検討への協力)

第11条 丙は、甲が行う備蓄物資等の在り方、運用方法等の検討について協力するものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲、乙及び丙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、連絡責任者届(様式第3号)により、相互に通知するものとし、変更した場合も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は締結の日から適用し、有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲、乙及び丙が文書により本協定の終了を通知しない限り、更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年4月19日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビル本館5階
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

理事長

丙 埼玉県吉川市旭7番地1
株式会社丸和運輸機関

代表取締役社長